

平成27年度（第43回）全国海区漁業調整委員会連合会
日本海ブロック会議の開催予定について

日時：

平成27年10月27日（火）	14：00～	会議
	18：00～	情報交換会
10月28日（水）	8：30～12：00	視察

場所（会議、情報交換会）：

ホテルモナーク鳥取（鳥取市永楽温泉町403）

視察

ホテルモナーク前集合（8：30）

↓

鳥取県漁協本所会議室で講演（9：00～9：30）

↓

かろいち、わったいな、かにっこ館（9：45～10：45）

↓

砂の美術館（11：00～11：50）

↓

鳥取空港（12：10頃 ANA296便 12:55発）

↓

鳥取駅（12：35頃 スーパーはくと8号 12:54発、スーパーいなば6号 14:00発）

第201400182772号
平成27年3月2日

田後漁業協同組合代表理事組合長
鳥取県漁業協同組合代表理事組合長
鳥取県漁業協同組合東支所長
鳥取県漁業協同組合浦富支所長
鳥取県漁業協同組合網代港支所長
鳥取県漁業協同組合福部支所長
鳥取県漁業協同組合賀露支所長
鳥取県漁業協同組合酒津支所長
鳥取県漁業協同組合浜村支所長
鳥取県漁業協同組合夏泊支所長
鳥取県漁業協同組合青谷支所長

様

鳥取県農林水産部水産振興局水産課長

兵庫・鳥取の漁業に関する協定書の有効期間の自動延長について（通知）

このことについて、平成27年3月5日に有効期間が一旦満了することから、協定の更新について関係漁業団体に意見を照会しましたが、従前どおりの内容で更新することについて、反対する意見はありませんでした。また、兵庫県からも、従前どおりの内容で更新することについて、異議はないとの回答を得ています。

なお、当該協定第6条により、特に改正や廃止の申し出がない場合は、さらに有効期間を5年間延長することになっております。

ついては、当該協定の有効期間を5年間自動延長しますので、御承知ください。なお、次回の協定書の更新は平成32年3月5日となりますので、併せて御承知ください。

(別添資料)

- 1 兵庫・鳥取の漁業に関する協定書（平成22年3月5日更新）
- 2 兵庫・鳥取入会海域及び因但大型魚礁位置図

担当

漁業調整担当 太田
電 話 0857-26-7318
ファクシミリ 0857-26-8131

兵庫 鳥取の漁業に関する協定書

この協定を証するため、この書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

兵庫県と鳥取県の県域内近の海域における漁業権利の維持と両県漁業の健全な発達を図るため、兵庫県知事（以下「甲」という。）と鳥取県知事（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、兵庫・鳥取両県漁業者の相互入会海域（以下「入会海域」という。）を定め、当該海域における円滑な漁業調整を図り、あわせて両県で実施した大型魚礁の設置によって造成された漁場（以下「因但大型魚礁」という。）を共同で管理するものとする。

（海域の範囲）

第2条 前条の規定による入会海域及び因但大型魚礁の区域は次のとおりとする。

- (1) 入会海域は、次の基準から10度（緯度）の緯と並点イから0度の緯との両線間の海域とする。ただし、漁業権の区域を除くものとする。

基準ア 鳥取県岩美郡岩美町大字大洲尾津崎北西突端

並点イ 兵庫県美方郡新温泉町大字岩瀬砂見山頂上

(2) 因但大型魚礁の区域は次のとおりとする。

基準甲 鳥取県岩美郡岩美町大字大洲尾津崎北東端社台

点ア 甲から13度2、500メートルのところ

点イ 甲から12度3、500メートルのところ

点ウ 甲から4度3、500メートルのところ

点エ 甲から0度2、500メートルのところ

点ア、イ、ウ、エ、及びアを順次に結んだ直線によって囲まれた地域

（入会海域における漁業）

第3条 甲及び乙は、両県の漁業者がそれぞれの県にわいて漁業関係法令に基づき適法に漁業できる漁業については、原則として入会海域における漁業を相互に認めるものとする。

（因但大型魚礁の管理）

第4条 甲及び乙は、因但大型魚礁の維持と管理を適切にするため、両県の漁業関係者で組織する因但漁業調整協議会にその管理を委託することができるものとする。

（実施細目の処理）

第5条 甲及び乙は、この協定を実施するため必要な事項については、それぞれの県の因但漁業調整委員会の意見を聴いて処理するものとする。

（その他）

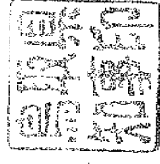
第6条 この協定の有効期間は、5年とする。ただし、有効期間の満了日前6箇月までに甲乙いずれからもこの協定の改正または廃止について申し出がない場合はさらに5年延長するものとする。

第7条 この協定について懸念が生じたときは、甲、乙協議の上で定めるものとする。

8 この協定は、締結の日に効力を生ずるものとする。



甲 兵庫県知事 井戸 敏三



乙 鳥取県知事 平井 伸治

平成22年3月5日

第 25 回日本海・九州西広域漁業調整委員会（報告）

- 1 日 時 平成 27 年 3 月 17 日（火） 14：00～17：00
- 2 場 所 東京都 砂防会館
- 3 出席者 鳥取海区漁業調整委員会事務局 太田
- 4 内 容

（1）概要

広域資源管理魚種の資源管理の取組状況や広域漁業調整委員会指示の発出について協議がされた。また報告事項として、水産庁の平成 27 年度の予算、フロンティア漁場整備に関する軽微な計画変更、第 7 次栽培漁業基本方針、水産物の放射能モニタリングの結果などが報告された（鳥取海区の生越委員が諸事情に欠席したため、事務局の傍聴のみ）

（2）内容（本県関連事項）

①資源管理のあり方検討会の答申を受けた対応・・・トラフグ

- ・九州、山口海域ではトラフグの延縄漁業は広域漁業調整委員会指示により 5 トン以上は承認制、5 トン未満は届け出制となっている。また該当海域では、同指示により 25 cm 未満は再放流となっている。
- ・資源管理のあり方検討会の答申を受けた対応としても、まずは小型魚の保護から優先的に取り組む方針となっており、広域委員会指示の該当海域である九州、山口に加え、島根県も小型魚の保護に取り組む対象海域となっている。

<本県の対応>

- ・トラフグの資源管理が全国的に取り組まれている一方、本県では試験研究機関によりトラフグの延縄漁業の普及を進めている。漁獲圧の把握などを目的に、鳥取海区でも委員会指示による届け出制導入などを検討する必要がある。

②クロマグロの資源管理について

- ・広域漁業調整委員会による漁獲実績の報告については、漁獲モニタリングを通じて報告する者は、漁獲実績報告書の提出を免除するよう取り扱う方向。

③フロンティア漁場整備事業の計画変更について

- ・現計画（平成 19 年度～平成 26 年度）について、工事の進捗が遅延しているため平成 28 年度まで期間延長する旨が報告された。※次期フロンティアに関する報告はなかった。

④国の第 7 次栽培漁業基本方針について

- ・3 月末の官報で公示予定

⑤水産庁による放射線モニタリング結果

- ・今年 2 月、東京電力福島原発における放射能汚染水漏れについて情報が開示されなかったことについて、水産庁が東電に情報を開示するよう強く申し入れ。
- ・東日本震災後、水産庁が継続している水産物の放射性物質調査の結果、震災後放射性物質の濃度は減少傾向に有り、今回の汚染水漏れの影響は検知されなかった。